令和5年4月1日

《介護保険基本給付費》

要介護度	介護給付費	利用者負担分の目安								
	(単位/月)	1割負担		2割負担		3割負担				
要介護1	12,438	12,848	円	25,697	円	38,545	円			
要介護2	17,403	17,977	円	35,955	円	53,932	田			
要介護3	24,464	25,271	円	50,543	円	75,814	円			
要介護4	27,747	28,663	円	57,325	円	85,988	円			
要介護5	31,386	32,422	円	64,843	円	97,265	円			

※短期利用

介護給付費	利用者負担分の目安							
(単位/日)	1割負担		2割負担		3割負担			
570	589 円 658 円 728 円		1,241	円	1,861	円		
637			1,386	円	2,079	円		
705			1,534	円	2,301	円		
772	797	797 円		円	2,520	円		
838	866	円	1,824	円	2,736	円		

※別途、各種加算・自費費用分(下記参照)が上乗せとなります。

					1単位			
		《 各種加算給付費	* >>	三芳町	J 6級地	10.33 円		
		加算の名称	ſ	↑護給付費 (単位)	and the state of t	利用者負担額の目 安 1割負担	算定要件	
*		◇サービス提供体制強化加算 I		750	単位/月	775 円	職員体制による加算 (介護福祉士70%以上配置若しくは10年勤続介護福祉士25%以上配置)	
*		◇サービス提供体制強化加算Ⅱ	640 単位/月		661 円	職員体制による加算 (介護福祉士50%以上)		
*		◇サービス提供体制強化加算Ⅲ		350	単位/月	362 円	職員体制による加算 (介護福祉士40%以上・常勤職員が60%以上・勤続年以上職員が30%以上のいずれかに該当すること)	
*		◇サービス提供体制強化加算 I (短期入所)		25	単位/日	26 円	職員体制による加算 (介護福祉士70%以上配置若しくは10年勤続介護福祉士25%以上配置)	
*		◇サービス提供体制強化加算 I (短期入所)		21	単位/日	22 円	職員体制による加算 (介護福祉士50%以上)	
*		◇サービス提供体制強化加算Ⅲ (短期入所)	12 単位/日		12 円	職員体制による加算 (介護福祉士40%以上・常勤職員が60%以上・勤続年以上職員が30%以上のいずれかに該当すること)		
		◇認知症行動・心理症状 緊急対応加算 (短期入所)	200 単位/日		207 円	医師が緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断し、 サービスを行った場合は、利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定		
		◇初期加算		30	単位/日	31 円	登録日から起算して30日以内の期間について算定	
*		◇認知症加算	I	800 単位/月 500 単位/月		826 円	Ⅰ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方	
		V BISNOZEJBUST	I			517 円	Ⅱ・要介護2であって、認知症日常生活自立度Ⅱの方	
		◇若年性認知症利用者受入 加算		800 単位/月		826 円	若年性認知症患者を受け入れ、個別ニーズに応じたサービス提供を評価する加算	
*		◇□腔・栄養スクリーニング加	I 20 単位/回		21 円	利用開始時及び利用中6月ごとに、利用者の栄養状態及び口腔の健康状態について確認し、その情報を担当の介護支援専門員に提供していること		
, and the second		算	П	Ⅱ 5 単位/回		5円	利用開始時及び利用中6月ごとに、利用者の栄養状態または口腔の健康状態について確認し、その情報を担当の介護支援専門員に提供していること	
		◇□腔機能向上加算	Ι	15	50 単位/回	155 円	口腔機能が低下している、またはそのおそれがある利用者に対し、個別の口腔機能向上サービスを提供していること(1月に2回を限度に算定)	
		>□11111以比例上加昇	II	160 単位/回		165 円	(I)の要件に加え、当該情報を厚生労働省に提出していること(1月に2回を限度に算定)	
		◇退院時共同指導加算		600	単位/ 1 回限り	620 円	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者は2回)	
		◇緊急時訪問看護加算		574	単位/月	593 円	利用者の同意があり計画外の緊急時における訪問看護サービスを行う場合24時間電話等により常時対応できる体制にあって、かつ緊急時における訪問看護サービスを行う場合に算定する	
*		◇特別管理加算	I	500 単位/月		517 円	別に厚生大臣が定める状態に該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	
			I	Ⅱ 250 単位/月		258 円		
*		◇ターミナルケア加算	2,000 単位/月		2,066 円	死亡日及び死亡前14日以内に2日(別に厚生労働大臣が定める疾病および急性憎悪等の場合は1日)以上ターミナルケアを行った場合(ご家族の同意が必要です。)		

*	◇看護体制強化加算 I	3,00	OO 単位/月	3,099 円	主治医の指示に基づく看護サービスの実施割合が、基準を上回った場合	
*	◇看護体制強化加算Ⅱ	2,50	OO 単位/月	2,583 円	主治医の指示に基づく看護サービスの実施割合が、基準を上回った場合	
*	◇訪問体制強化加算	1,00	OO 単位/月	1,033 円	訪問介護の実施割合が基準値を上回った場合	
	◇総合マネジメント体制強化加算	1,000 単位/月		1,033 円	個別サービス計画の適時適正な見直しや病院への日常的情報提供等を行う等制が整備されている場合	
	- ◇褥瘡マネジメント加算	I	3 単位/月	3円	床ずれ発生のリスクについて定期的に評価している場合、毎月算定	
*	- ◇情報マネンスノ F/JJU昇	I	13単位/月	14 円	評価した上で、床すれが発生していなれば、毎月算定	
		I	10単位/月	11 円		
	◇排せつ支援加算	П	15単位/月	17 円	排泄介護の軽減の見込みについて評価し、支援計画を作成・実施している場合、 毎月算定	
*		Ш	20単位/月	22 円	-9733+AL	
	◇科学的介護推進体制加算	40単位	40単位/月		利用者の心身状況などについての情報を厚生労働省に提出している場合、毎月算 定	
	◇介護職員処遇改善加算 I	所定単位(基本単位+加算単位)×1		位)×10.2%		
	◇介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位(基	基本単位十加算单	·····································	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に乗じる体制加 算	
	◇介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位(基本単位+加算単位)×1.7%				

- ・上記の料金は、単位数に三芳町の地域単価10.33円を乗じて算出しています。
- ・小数点以下切り捨て / 30日換算で算出しています。
- ・利用者負担額の消費税は非課税です。
- ★事業所の体制及び基準を満たした際には算定させていただく加算となります。

《 介護保険給付対象とならないサービス(実費負担) 》

食事代	朝食:400円 昼食:550円 夕食:550円 おやつ:100円 ※栄養管理食等は、料金が異なります。
宿泊代	1泊 3,000円
洗濯代	100円/回
その他費用	レクリエーション費用 50円(1日) 施設を利用される場合に対象 パスタオル 40円(1枚) 使った枚数分 フェイスタオル 20円(1枚) リハピリパンツ・オムツ 150円(1枚) 「使った枚数分パッド S- 50円 (1枚) 「使った枚数分 NL 100円 (1枚)

《 福祉用具利用可能単位数の目安 》

" IM IM/13/	C 1 37 13 · 3 130-		"					
要介護1		要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
(単位/月)	4,327	2,302	2,584	3,191	4,831			